

## 平成25年度資金不足比率審査意見書

### 1. 審査の対象

資金不足比率

- ①臨海土地造成事業特別会計
- ②公共下水道事業特別会計
- ③特定環境保全公共下水道事業特別会計
- ④農業集落排水事業特別会計
- ⑤漁業集落排水事業特別会計
- ⑥浄化槽事業特別会計
- ⑦病院事業会計
- ⑧水道事業会計

### 2. 審査の期間

平成26年8月4日から8月18日まで

### 3. 審査の主眼と方法

市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係職員から説明を聴取しながら慎重に審査した。

### 4. 審査の概要

平成25年度決算における資金不足比率の状況は次のとおりである。

(資金不足比率)

(単位：%)

| 会計の名称             | 平成25年度 | 平成24年度 | 経営健全化基準 |
|-------------------|--------|--------|---------|
| 臨海土地造成事業特別会計      | —      | —      | 20.0    |
| 公共下水道事業特別会計       | —      | —      | 20.0    |
| 特定環境保全公共下水道事業特別会計 | —      | —      | 20.0    |
| 農業集落排水事業特別会計      | —      | —      | 20.0    |
| 漁業集落排水事業特別会計      | —      | —      | 20.0    |
| 浄化槽事業特別会計         | —      | —      | 20.0    |
| 病院事業会計            | —      | —      | 20.0    |
| 水道事業会計            | —      | —      | 20.0    |

(注) 資金不足額がない場合は、「—」で表示。

6 特別会計、病院事業会計及び水道事業会計における当年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、「— (数値なし)」となっている。

## 5. 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

全ての会計において資金不足は生じていないが、特別会計では、一般会計からの繰入金により収支の均衡が保たれている。

水道事業会計については、今後も企業債償還及び水道施設簡易耐震診断調査、生活基盤近代化事業（町野地区）の整備費用が見込まれることから、今後の収支の状況を見極めて、計画的な事業の実施を望む。

病院事業会計については、今後も企業債償還及び資産の入替えによる減価償却費及び固定資産除去費のほか、施設・設備の維持管理に伴う修繕費用の発生が予想される。また、耐用年数が経過した医療機器等の更新を計画的に実施し、適正に管理されることを望む。

資金不足比率については、それぞれ特に指摘する事項はない。今後も、効率的な運営と経営の健全化に努められたい。